

役員退職金規程

平成23年4月

一般財団法人工業所有権電子情報化センター

(総 則)

第1条 一般財団法人工業所有権電子情報化センター（以下「本財団」という。）の役員の退職金に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給)

第2条 本財団に常勤する役員（以下「役員」という。）が退職したときは、退職金を支給する。ただし、役員が定款第30条第1項第1号の規定に該当して同条の規定により解任されたときは、退職金は支給しない。

2 役員が任期満了により退職した場合において、その者が引続き役員となったときは、前項の規定にかかわらず、退職金を支給せず、最終の退職時に退職金を支給する。この場合における在職月数の計算は、在職期間を通算して行う。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、退職時の年俸額を12で除した額を報酬月額とし、その報酬月額の100分の25に相当する金額に在職月数を乗じた額とする。

2 前項の在職月数は、役員に就任した日から役員を退職した日までの月数とし、1月未満の端数は、1月とする。

3 退職金の計算の結果、100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(退職金の支給対象)

第4条 退職金は、退職した当該役員に支給する。ただし、当該役員が死亡により退職した場合には、その遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の規定を準用する。

(実施細則)

第5条 この規程の実施に必要な細則については、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成2年10月19日に施行し、平成2年9月28日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。